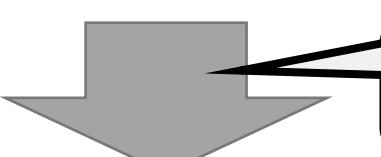


●● 2—3 ●●

2時間目のレッスンプラン

——Q7：日本の拡張政策の要因は日本の政治状況にあるのか？——

課題	「東アジアにおける日本の拡張政策の要因は、内閣総理大臣の意思決定権が弱く、その意思が反映されていなかったことである」という主張に同意できるか？それは授業で使用したどの史資料からいえるか？
ねらい	<p>○史資料(回顧録・歴史学者の著書)の特性を理解する。</p> <p>・回顧録 ある時空間において、ある出来事を実際に経験した人物による記録で、当時の状況を知ることができる。一方で、主観的な感性・思考が強く影響し、内容の信頼性に欠ける場合があるという限界を抱える。</p> <p>・歴史学者の著書 当時の先行研究や考古学的史資料のある観点から解釈している。他の研究者からの批判を受け、信頼されたものが残るため、その解釈は一定程度妥当と言える。一方で、その妥当性は他の研究者からのみ認められたものであり、あくまで限局的な妥当性であるため、妥当であるか否か常に批判する必要がある。</p> <p>○「日本の拡張政策の要因は内閣総理大臣の意思決定権が弱く、その意思が反映されていなかったことである」という主張を支持する史資料と主張に反対する史資料に対して、理解、価値・限界、比較・対比、評価のスキルで分析するという経験を通じて、史資料の批判的研究方法の4つのスキルを獲得する。</p>
主要な出来事	○1931-1941年までの日本の政治 ・1931年の、第2次若槻内閣による「不拡大方針」と関東軍による「方針の無視」 ・軍部大臣現役武官制(1900-1912, 1913-1936, 1936-1945)
使用的する資料	資料8・9・10・11・12・13 支持する資料: 8・9・10・11・12 反対する資料: 13

- 
- ・2時間目の授業の流れ (p.45)
 - ・資料のガイドや問い合わせ (pp.46~56)

【課題に対して、以下のように回答することが求められます】（例）

(同意)若槻総理が不拡大方針を貫徹できなかったことや、宇垣が総理になれず政治が混乱したことなどを踏まえると主張に同意する。

(反対)若槻の例だけでは不十分であるし、資料13から見れば現役武官制は政治的要因とはいえないから同意しない。

【2時間目 レッスンの流れ】

【SQ 1】当時の状況を当事者の記述から分析する

若槻礼次郎当人の回顧録【資料8】を、軍部や当時の状況を政府関係者の立場から分析する

【SQ 2】資料の内容以外の情報を確認する

現代の検証【資料9】を、内容だけではなく、いつ、誰が、どのような目的をもって編纂されているのかについて確認する

【SQ 3】歴史家の主張の根拠となりうるか分析する

【資料8】・【資料9】の共通点や相違点を分析し、主張の根拠となりうるかどうかを判断する

【SQ 4】資料の記述と情報を分析する

【資料10】・【資料11】・【資料12】の記述を確認し、主張の根拠となりうるかどうかを判断する

【SQ 5】資料を分析し、その後 MQ へ解答する

SQ4とは異なる立場の【資料13】を分析し、これまで得られた資料と比較・対比し、本時で扱った資料分析結果を総合してレッスンのMQに答える

SQ I : 資料8では、第2次若槻内閣はどのような対外政策の方針を探っていたか？
また、若槻は軍の行動に関してどのように振り返っているか？

理
解

資料8（資料編 p.94）：生徒にこの資料を読み解かせ、SQに答えさせます。

【資料8：若槻礼次郎の回顧録】

内閣が事件不拡大方針を定め、陸軍大臣をしてこれを満洲軍に通達せしめたのに、満洲軍はなのその前進を止めない。陸軍大臣にそれを責めると、そのままにしておくと、居留民が危害を被る恐れがあるから、やむを得ず進撃するのだと弁解する。満洲軍が吉林に進んだので、政府の方針に反するじゃないかというと、南は、熙洽が大軍を擁して吉林にいて、満洲軍に不安を与えるから、進撃はやむを得ないと答える。満洲軍が鉄道線路の西側に進出したのは、嫩江の鉄橋を守らなければならないからだという。それならば嫩江に止まるかと思えば、敵が近くに在って安心できんといって、更に進出する。それならば東支鉄道を超えてはならんぞというと、陸軍大臣は、その通り超えさせませんというが、満洲軍はチハルに行き、さらに黒河まで行ってしまった。このように、日本の軍隊が、日本の政府の命令に従わないという、奇怪な事態となった。

（若槻礼次郎（1983）『明治・大正・昭和政界秘史—古風庵回顧録—』講談社 pp.336-337）

若槻礼次郎

貴族院議員、大蔵大臣（第18・20代）、内務大臣（第41・42代）を歴任。大正15年第一時若槻内閣、次いで昭和6年民政党総裁、第二次若槻内閣を成立。「国体護持の終戦」に尽くす。

資料読解の手がかり

- ・第2次若槻内閣は満州に対して不拡大方針をとろうとしていたと書かれています。
- ・若槻自身、日本の軍隊が政府の命令に従っていないと述べています。

詳細は次頁

SA I : 生徒が以下のように解答できることが期待されます

資料8は、「内閣が事件不拡大方針を定め」た点で、日本政府が満州への拡張を行わない方針が示されている。また、「満州軍はなのその前進を止めない」点や、「日本の軍隊が、日本の政府の命令に従わない」点より、両者の間に方針のズレが生じ、「奇怪な事態」となっていった。従って、軍の行動は内閣の制御を逸脱していたことが示唆される。

資料読解の手がかり

スキルと色の対応	
理解スキル	青
価値限界スキル	オレンジ
比較対比スキル	緑
評価スキル	赤

若槻内閣の方針がわからない場合

下線部に着目することで、当時の内閣がどのような方針をとっていたのか読み取らせます。

【資料8：若槻礼次郎の回顧録】

内閣が事件不拡大方針を定め、陸軍大臣をしてこれを満洲軍に通達せしめたのに、満洲軍はその前進を止めない。陸軍大臣にそれを責めると、そのままにしておくと、居留民が危害を被る恐れがあるから、やむを得ず進撃するのだと弁解する。満洲軍が吉林に進んだので、政府の方針に反するじゃないかというと、南は、熙洽が大軍を擁して吉林において、満洲軍に不安を与えるから、進撃はやむを得ないと答える。満洲軍が鉄道線路の西側に進出したのは、嫩江の鉄橋を守らなければならないからだという。それならば嫩江に止まるかと思えば、敵が近くに在って安心できんといって、更に進出する。それならば東支鉄道を超えてはならんぞというと、陸軍大臣は、その通り超えさせませんというが、満洲軍はチチハルに行き、さらに黒河まで行ってしまった。このように、日本の軍隊が、日本の政府の命令に従わないという、奇怪な事態となった。

(若槻礼次郎(1983)『明治・大正・昭和政界秘史—古風庵回顧録—』講談社 pp.336-337)

若槻礼次郎

貴族院議員、大蔵大臣（第18・20代）、内務大臣（第41・42代）を歴任。大正15年第一時若槻内閣、次いで昭和6年民政党総裁、第二次若槻内閣を成立。「国体護持の終戦」に尽くす。

軍の行動に対する若槻の回想がわからない場合

下線部に着目することで、当時の若槻が軍の行動に対してどのような考え方を持っていたのか読み取らせます。

生徒へのサポートの例

- ・資料8で、若槻内閣の外交方針についてどのように述べられているか？線を引いてみよう。
- ・資料8で、政府の方針と軍の行動についてどのように述べられているか？
- ・資料8で、若槻は軍の行動に対してどのような考え方を示しているか？

SQ2：資料9を見て、これは一次史料だと言えるだろうか？また、この資料9にはどのような価値や限界があるか？

価・限

資料9（資料編 p.95）：生徒にこの資料を読み解かせ、SQに答えさせます。

弱気の若槻内閣	
首相	若槻礼次郎
外務	小泉又次郎
内務	木戸賀
農林	河野克典
財政	原脩次郎
海軍	南次郎
陸軍	安達謙蔵
大蔵	上川草平
司法	山口一冬
文部	田中俊治
農林	大蔵

資料読解の手がかり

- ・資料9は書籍やインターネットを通じて誰でも閲覧できます。
 - ・資料9は著者が当事者ではないので現代の価値観が含まれる可能性があります。 詳細は次頁
 - ・史料を組み合わせて情報を補足する必要があります。

SA2：生徒が以下のように解答できることが期待されます

戦後に若槻内閣の不拡大方針について読売新聞社が検証した資料⑨は、一次史料ではなく二次資料である。また、資料⑨の価値ある点は、多様な媒体で情報を得ることができる点である。資料⑨の限界としては、現代の価値観で記述されている可能性がある点である。資料の限界を補うためには、引用文献に実際に当たり、資料中には載っていない当時の状況を知ることが必要となる。

資料読解の手がかり

第2次若槻内閣	
首相	若槻礼次郎
外務	幣原喜重郎
陸軍	南次郎
海軍	安保清種
内務	安達謙蔵
大藏	井上準之助
司法	渡辺千冬
文部	田中隆三
農林	町田忠治
商工	桜内幸雄
通信	小泉又次郎
鉄道	江木翼
	原脩次郎
拓務	原脩次郎
	若槻(兼務)
書記官長	川崎卓吉
法制局長官	武内作平
	斎藤隆夫

で言った。「自分の力で（朝鮮軍出兵の動きなど）軍部を抑えることはできない。苟^も陸下の軍隊が一蹴^かなしに出动するというは言語道断な話であるが、この場合一体どうすればいいのか」（西園寺公^と政局）岩波書店）。

幣原外交の基本は、ワシントン体制を堅持して英米と協調し、中国の内政、内戦には不干渉の原則を守りつつ、満蒙での日本の権益を確保することだった。同日の閣議では、不拡大方針で賛成した。若槻の上奏に天皇は、「事件は拵人せざるより努力するとの政府の方針は誠に結構なり。十分努力するよう」と、満足の意を示したという。若槻内閣は、天皇の願いにこたえたのか。

南陸相は「懸案の満蒙特殊権益確保のために、政府は一大決心をなすべき秋が来た」と主張した。これに対し、幣原外相は「国際関係も考慮し、あくまで小範囲に限定して事件を拡大させない方針を探りたい」と強調した。

閣下がお叱りこしの済州平定に政府はどう対応したのか。若槻は外相内閣は「事件の不拡大をも祈めながら、軍の行動を直説してしまった。それはなぜか。」若槻首相が「奉天郊外における鉄道爆破事件」の発生を南支那陸相から電話で知らされたのは、事件翌日の九月十九日朝のことだった。緊急閣議が招集された。

資料記述の視点がわからない場合

資料の記述の主語や引用箇所の役割に着目し、どの視点から書いてあるかを推測させます。



天皇の政治顧問の立場にある西園寺は、鈴木太郎侍従と牧野伸嗣内大臣にこう伝える。
「貴司なしに軍隊を動かしたことについて、陸軍大臣は、參謀長が上奏した時に、陛下
はこれを許さぬことには断じてならん」（同）
朝鮮軍の派遣は経済の支出を伴うため、國議の了解を得る必要がある。二十一日の開議は
「朝鮮軍の増援を要す」と云ふ者、（南・陸相の外）首相一人にして他、員員要なりと、若問
題は決らずして散会する。二十二日、南から朝鮮軍が独斷で越境したと明かになると、若問
題は「出たまゝのは仕方がないにあらん」と既成実を過認した。
天皇は、上奏した範囲に対し、「不拡大方针徹徹せよ」と注意した。金谷一三、『明治維新』
が朝鮮出兵の追認の裁可を仰ぐと、天皇はさきめて不機嫌な様子で「矜持を慎め」と叱諭ヒヤウを
した。
若槻は歎後、「兵を出した以上、その経費を支出しないといえま、（南・陸相）や金谷（金谷一三、『明治維新』）

資料の価値がわからない場合

資料の出典に注目し、どこから出版されているのか、資料のアクセス先を確認させます。

(読売新聞社・戦争責任検証委員会(2006)、「弱氣の若槻首相 不抗大戦はず」、『検証・戦争責任』)

中央公論新社オンラインサービス URL : <https://www.yomiuri.co.jp/special/70yrs/main/#section1/15>

生徒へのサポートの例

- ・資料9の編纂や出版・普及過程にはどのような特徴がみられるか?調べよう。
 - ・資料9の記述はどのような立場から書かれているか?その立場から考えられる価値と限界についても考えてみよう。
 - ・資料9だけで当時のことを判断できるか?なぜそう考えられるのか?



SQ 3：資料8・9は、満州事変期に「内閣総理大臣の意思決定能力が弱く、その意思が反映されていなかった」という主張の根拠になりうるか？



資料8・9（資料編 pp.94～95）：生徒にこの資料を読み解かせ、SQに答えさせます。

【資料8：若槻礼次郎の回顧録】

内閣が事件不拡大方針を定め、陸軍大臣をしてこれを満洲軍に通達せしめたのに、満洲軍はその前進を止めない。陸軍大臣にそれを責めると、そのままにしておくと、寧ろ留民が危害を被る恐れがあるから、やむを得ず進撃するのだと解釈する。満洲軍が吉林に進んだので、政府の方針に反するじゃないかというと、南は、照治が大軍を擁して吉林にいて、満洲軍に不安を与えるから、進撃はやむを得ないと答える。満洲軍が鉄道線の西側に進出したのは、鐵嶺の鉄橋を守らなければならぬからだといふ。それならば東北江に止まるかと思えば、敵が近くにあって安心でんといつて、更に進撃する。それならば東支鉄道を越えてはならんぞというと、陸軍大臣は、その通り超えさせませんというが、満洲軍はチハルに行き、さらには黒河まで行ってしまった。このように、日本の軍隊が、日本の政府の命令に従わぬといふ、奇妙な事態となつた。

(若槻礼次郎(1983)『明治・大正・昭和政界秘史—古風庵回顧録—』講談社 pp.336-337)

若槻礼次郎

貴族院議員、大蔵大臣（第18・20代）、内務大臣（第41・42代）を歴任。大正15年第一時若槻内閣、次いで昭和6年民政党総裁、第二次若槻内閣を成立。「國体護持の終戦」に尽くす。



(読売新聞社・戦争責任検証委員会(2006)「弱気の若槻首相、不拡大貫けず」『検証・戦争責任』中央公論新社オンラインサービスURL:<https://www.yomiuri.co.jp/special/70vrs/main/#section1/15>)

資料読解の手がかり

- ・資料8・9で述べられている若槻内閣期の政策方針を比較させます。
 - ・資料8・9で述べられている若槻内閣期の様相を対比させます。
 - ・資料8・9は若槻内閣期のみ記述されているために限界があることに気づかせます。

詳細は次頁

SA3：生徒が以下のように解答できることが期待されます

資料8・9はどちらも若槻内閣期の「不拡大方針」について記述されている。資料8は当事者の視点で、資料9は現代の視点からまとめられている。従って、「内閣総理大臣の意思決定能力が弱く、その意思が反映されていなかった」という主張を支持する根拠となりうる。ただしこれらの資料からは、第2次若槻内閣の時期しかわからないため、根拠として不十分だともいえる。

資料読解の手がかり

資料8・9の共通点を明確にする場合

【資料8：若槻礼次郎の回顧録】

内閣が事件不拡大方針を定め、陸軍大臣をしてこれを満洲軍に通達せしめたのに、満洲軍はそのままの前進を止めない。陸軍大臣にそれを責めると、そのままにしておくと、居間説が危険を被る恐れがあるから、やむを得ず進撃するのだと弁解する。満洲軍が吉林に進んだので、政府の方針に反してじゃないかというと、南は、熙洽が大軍を擁して吉林において、満洲軍に不安を与えるから、進撃はやむを得ないと答える。満洲軍が鉄道線路の西側に進出したのは、嫩江の鉄橋を守らなければならないからだという。それならば嫩江に止まるかと思えば、敵が近くに在って安心できんといって、更に進出する。それならば東支鉄道を超えてはならぬなどというと、陸軍大臣は、その通り超えさせませんというが、満洲軍はチハリに行き、さらに黒河まで行ってしまった。このように、日本の軍隊が、日本の政府の命令に従わないという、奇怪な事態となった。

(若槻礼次郎 (1983)『明治・大正・昭和政界秘史－古風庵回顧録－』講談社 pp.336-337,462-463)

若槻礼次郎

貴族院議員、大蔵大臣（第18・20代）、内務大臣（第41・42代）を歴任。大正15年第一時若槻内閣、次いで昭和6年民政党公裁、第二次若槻内閣を成立。「國体護持の終戦」に尽くす。



貴族院議員、大蔵大臣（第18・20代）、内務大臣（第41・42代）を歴任。大正15年第一時若槻内閣、次いで昭和6年民政党公裁、第二次若槻内閣を成立。「國体護持の終戦」に尽くす。

(読売新聞社「戦争責任検証委員会（2006）「弱気の若槻首相、不拡大負け」」『検証・戦争責任』中央公論新社オンラインサービス.URL: <https://www.yomiuri.co.jp/special/70yrs/main/#section1/5>)

下線部（資料9：傍線部）に注目し、どちらの資料も若槻内閣期の「不拡大方針」について記述していることを読みとらせます。

資料8・9の共通点を明確にする場合

軍部大臣現役武官制という制度は、若槻内閣以降の内閣にも影響を与えていたという点を確認することで、資料8・9のみでは歴史家の主張の根拠として弱いことを確認させます。

資料8・9の相違点を明確にする場合

資料8・9双方の出典に着目し、資料8が「回顧録」であるのに対して、資料9が現代の視点から書かれているものであるため、記述の性質が異なることを読み取らせます。

生徒へのサポートの例

- ・資料8・9に共通して記述されているトピックは何か？
- ・資料8・9はともに若槻内閣の「不拡大方針」について記述されていますが、資料の性質に着目した時の違いはどのようなものがあるか？
- ・軍部大臣現役武官制が復活した時期を踏まえると、資料8・9は歴史家の主張を支えるのに十分ですか？それはなぜか？

SQ 4：資料 10・11・12 を見比べると、軍部大臣現役武官制はどのような制度であると解釈されているか？

比
・
対

資料 10・11・12（資料編 pp.96～98）：生徒にこの資料を読み解かせ、SQ に答えさせます。

【資料 10：政治要因に関する歴史学者の見解①】

四月には支那駐屯軍が、一七七一名から五七七四名へいきょに三倍以上も増強された。五月には軍部大臣現役武官制が復活され、軍部は内閣の生殺与奪の権を握った。六月には帝国国防方針が改定され、主要想定敵国として第一位に米ソ、次位に英中をおき、国防所要兵力を陸軍五〇個師団、海軍は主力艦一二、空母一二などとした。

(江口圭一 (1989)『体系日本の歴史 14 二つの大戦』小学館, p.230)

江口圭一

愛知大学法部教授。日本近現代史専攻。十五年戦争研究をライフルワークとした。1988年には家永三郎の第3次教科書訴訟で証人として立ち、文部省の検定行政を批判した。中国の南開大学ではこの寄付金を元に「江口圭一日本研究基金」を創設した。主要著書は『昭和の歴史 4十五年戦争の開幕』『日本帝国主義史論』など。

【資料 12：政治要因に関する歴史学者の見解③】

まず大正二年（一九一三）以来、二十数年ぶりに復活した「軍部大臣現役武官制」、現役の軍人でなければ陸軍大臣、海軍大臣になれない制度です。現役軍人とはいま軍にいる将官で、軍を退いた予備役、後備役の人々は大臣になれない。つまり荒木や真崎の復活をあり得ないものとする統制派陸軍の強い要求をのんだものです。結果として、ほかから選ぶことはできないから、陸軍や海軍が「ノー」といえば大臣ができない、陸海軍大臣のない内閣はあり得ないわけですから、内閣が組織できない。つまり以後、陸軍ないし海軍の意に染まない内閣ならば大臣は出さない、もしくは辞職するということで、内閣はたちまち倒壊します。従って、内閣をつぶすのもつらないのも、軍の思うままということです。政治に入れるための「伝家の宝刀」を軍がにぎったことになる。これは非常に重大で、のちのち大きく影響してきます。

(半藤一利 (2009)『昭和史 1926-1945』平凡社, p.174)

半藤一利

「週刊文春」「文芸春秋」の編集長を経て作家。近現代史、特に昭和史に関し人物論・史論を行っている。太平洋戦争当時の日本軍部（特に日本陸軍）及び靖国神社における A 級戦犯の合祀には極めて批判的である。ほかにも『幕末史』、『昭和史 戦後編』などの著作がある。

【資料 11：政治要因に関する歴史学者の見解②】

軍部大臣現役制の復活「この機構改革と同時に、五月十八日の『陸海軍大臣・次官を現役とする旨公布』で木越安綱陸相以来の、軍部大臣予・後備制がふたたび現役制に復活する。この復活の理由は「二・二六事件で、せっかく予備役とした軍人が、政党、其の他の政治勢力から推されて陸軍大臣に任命されることもある。現在進行中の衆議院はまったく無意味になるおそれがあり、これを未然にふせぐため」などである。この復活が宇垣内閣流産、米内内閣倒閣に使われたことは、周知のことである。……林内閣「昭和十二年一月二十二日、広田内閣は総辞職し、二十四日、大命は宇垣一成に下る。宇垣は陸軍から陸軍大臣を拒否され、ついに宇垣内閣は流産して二月二日、林鶴十郎内閣が成立する。」「宇垣の組閣にあたって軍が陸軍大臣を出さないのは、三月事件に原因があったからだといわれる。」

(高橋正樹 (2003)『昭和の軍閥』講談社, p.295)

高橋正樹

編集者、歴史学者、昭和史の研究家。元みずす書房取締役。著書に『二・二六事件』などがある。筆名は渡辺正治。

資料読解の手がかり

- 各資料の著者情報から理解（抽出・推測）や価値について確認させます。
- 各資料の記述から「軍部大臣現役武官制」について抽出させます。
- 各資料の情報を比較し、不足している情報など資料の限界に気づかせます。

詳細は次頁

SA 4：生徒が以下のように解答できることが期待されます

軍部大臣現役武官制について、資料 10 では「軍部は内閣の生殺与奪権を握った」、資料 11 では「この復活が宇垣内閣流産、米内内閣倒閣に使われた」、資料 12 では「伝家の宝刀」と記述されている。従って、「内閣総理大臣の意思決定能力が弱く、その意思が反映されていなかった」という主張の一つの根拠となる政治制度であると考えられる。ただし、資料 10・11・12 には記述されていないが、宇垣内閣流産の原因は他にもある可能性も残されている。

資料読解の手がかり

【資料 10：政治要因に関する歴史学者の見解①】

四月には支那駐屯軍が、一七七一名から五七七四名へいきょに三倍以上も増強された。五月には軍部大臣現役武官制が復活され、軍部は内閣の生殺与奪の権を握った。六月には帝国国防方針が改定され、主要想定敵国として第一位に米ソ、次位に英中をおき、国防所要兵力を陸軍五〇個師団、海軍は主力艦一二、空母一二などとした。

(江口圭一 (1989)『体系日本の歴史 14 二つの大戦』小学館, p.230)

江口圭一

愛知大学法学部教授。日本近現代史専攻。十五年戦争研究をライフルワークとした。1988年には家永三郎の第3次教科書訴訟で証人として立ち、文部省の検定行政を批判した。中国の南開大学ではこの寄付金を元に「江口圭一日本研究基金」を創設した。主要著書は『昭和の歴史 4十五年戦争の開幕』『日本帝国主義史論』など。

【資料 12：政治要因に関する歴史学者の見解③】

まず大正二年（一九一三）以来、二十数年ぶりに復活した「軍部大臣現役武官制」、現役の軍人でなければ陸軍大臣、海軍大臣になれない制度です。現役軍人とはいま軍にいる将官で、軍を退いた予備役、後備役の人は大臣になれない。つまり荒木や真崎の復活をあり得ないものとする統制派陸軍の強い要求をのんだものです。結果として、ほかから選ぶことはできないから、陸軍や海軍が「ノー」といえば大臣ができない、陸海軍大臣のない内閣はあり得ないわけですから、内閣が組織できない。つまり以後、陸軍ないし海軍の意に染まない内閣ならば大臣は出さない、もしくは辞職するということです。政治介入するための「伝家の宝刀」を軍がにぎったことになる。これは非常に重大で、のちのち大きく影響してきます。

(半藤一利 (2009)『昭和史 1926-1945』平凡社, p.174)

半藤一利

「週刊文春」「文芸春秋」の編集長を経て作家。近現代史、特に昭和史に關し人物論・史論を刊行している。太平洋戦争当時の日本軍部（特に日本陸軍）及び靖国神社におけるA級戦犯の合祀には極めて批判的である。ほかにも『幕末史』、『昭和史 戦後編』などの著作がある。

3つの資料の主張を明確にする場合

各資料中の下線部（青）に注目し、軍部大臣現役武官制がどのように表現されているか読み取らせます。

【資料 11：政治要因に関する歴史学者の見解②】

軍部大臣現役制の復活「この機構改革とともに、五月十八日の「陸海軍大臣・次官を現役とする旨公布」で木超安網陸相以来の、軍部大臣予・後備制がふたたび現役制に復活する。この復活の理由は「二・二六事件で、せっかく予備役とした軍人が、政党、其の他の政治勢力から推され陸軍大臣に任命されることもしあれば、現在進行中の肅軍はまったく無意味になるおそれがあり、これを未然にふせぐため」というにある。この復活が宇垣内閣流產、米内内閣倒閣に使われたことは、周知のことである。……林内閣「昭和十二年一月二十二日、広田内閣は終辞職し、二十四日、大命は宇垣一成に下る。宇垣は陸軍から陸軍大臣を拒否され、ついに宇垣内閣は流產して二月二日、林銳十郎内閣が成立する。」「宇垣の組間にあたって軍が陸軍大臣を出さないのは、三月事件に原因があったからだといわれる。

(高橋正樹 (2003)『昭和の軍閥』講談社, p.295)

高橋正樹

編集者、歴史学者、昭和史の研究家。元みすず書房取締役。著書に『二・二六事件』などがある。筆名は渡辺正治。

資料 10・11・12が歴史家の主張の根拠となるか見極める場合

資料8・9の内容も踏まえ、資料10・11・12に記述してある内容から歴史家の主張の根拠となるのか判断させます。例えば、軍部大臣現役武官制に関する表現から考えてみましょう。

生徒へのサポートの例

- 各資料の著者は誰で、何を研究している人物か？
- 専門家である歴史家の見解が3つあることにはどのような意味があるか？
- 各資料では、軍部大臣現役武官制をどのように表現しているか？
- 各資料はそれぞれ「内閣の意思決定能力が弱く、その意思が反映されていなかった」という主張の根拠となりうるか？